

別紙

諮問第1124号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成29年10月24日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から68を対象公文書として特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から7については条例7条2号に、本件非開示情報8については同条2号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年1月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月25日に実施機関から理由説明書を、令和2年4月8日に審査請求人から意見書を収受し、令和2年10月22日（第211回第一部会）から令和4年1月18日（第224回第一部会）までの間に13回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件一部開示決定について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行い、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者へ報告する必要があると判断したものについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

状況報告書には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」（平成8年8月5日付8教人職第311号）に基づき、体罰事故の場合は体罰を加えた教職員（以下「事故者」という。）、当該体罰事故の被害者である児童生徒及び関係者の氏名等のほか、事故発生の日時、場所、発生時の状況、区市町村教育委員会及び学校の対応措置、区市町村教育委員会の見解又は校長の所見等の事項を記載することとなっており、実施機関である東京都教育委員会は、状況報告書を基に、任命権者として事故事実を確認するため、事故者、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

実施機関は、本件開示請求に対し、実施機関が平成24年度に収受した都内の公立学校における体罰事故に係る状況報告書が対象であるとして、別表1に掲げる本件対象公文書1から68を特定した上、同表に掲げる本件非開示情報1から7については条例7条2号に、本件非開示情報8については同条2号及び6号に該当するとして、これらの情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているので、審査会は、本件非開示情報1から8の非開示妥当性について検討する。

イ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

(ア) 審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、事故者の氏名、生年月日、年齢の一部、事故発生時の所属、職名の一部、担任する学年・学級、担当教科、校務分掌及び教職年数であり、事故者を識別することができる情報であると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

(イ) 審査請求人は、審査請求書等においておおむね次のような理由を挙げて、本件非開示情報1は同号ただし書の規定により開示されるべきである旨主張している。

a 大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号事件及び同第68号事件）、大阪高等裁判所平成23年2月2日判決（平成22年（行コ）第153号事件）、神戸地方裁判所平成29年3月2日判決（平成28年（行ウ）第26号事件）等の判決（以下併せて「参考判決」という。）では、学校において教員が行った体罰は、加害教員に関しては職務の遂行に係る情報であると認定され、通常他人に知られたくないと認められる公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の情報公開条例を有する兵庫県、神戸市その他の地方公共団体では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教員名等は原則開示とされてきている。

b 個人識別型の条例についても、公務員の職務の遂行に関する情報は個人に関する情報に該当しないとした最高裁の判例（広島県情報公開条例に係る平成15年12月18日判決、新潟県情報公開条例に係る同年11月21日判決等）があることから、個人識別型の情報公開条例を有する地方公共団体においても、プライバシー型の地方公共団体と同様に体罰事故報告書の加害教員名等は開示されるべきである。

c プライバシー型の情報公開条例の下でも、体罰事故報告書は公務員の職務の遂行に係る情報であるとして、加害教員名を含めて開示されているのであるから、東京都の情報公開条例においても、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務遂行の内容に係る部分には加害教員名も含まれると考えるべきである。実際、東京都と同様に公務員の氏名を非開示情報の例外として明示していない地方公共団体においても加害教員名が開示されている事例がある。

d 体罰事故の加害教員名が本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び判決例が予定しているところであるから、加害教員の識別可能性を理由とし

た教育委員会名、学校名、校長名、加害教員名等の非開示は認められない。

- e プライバシー型又は個人識別型のどちらの情報公開条例を有するかにかかわらず、多くの地方公共団体の情報公開審査会において、近年、参考判決を踏まえ、学校名、校長名、加害教員名等の開示を求める答申が出されている（大阪府、京都府、奈良県等）。
- f 個人識別型であって、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の氏名の開示義務を明示しない規定を有する場合でも、条例解釈を通じて、加害教員名を開示している教育委員会があり、栃木県及び山梨県の事例では、その判断の基礎となった答申（栃木県行政不服審査会答申及び山梨県情報公開審査会答申）において、加害教員名は慣行として公にされている情報に該当するとされている。これらは参考判決を理解し、条文構造の違いや明文上の根拠の欠缺を超えて参考判決の精神を生かそうとしたものである。

(ウ) 審査請求人による前記（イ）の主張を踏まえ、本件非開示情報1の同号ただし書該当性について検討する。

同号ただし書は、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、非開示とする個人情報から除外することを定めている。これは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、その性質上公益性が強く、行政の説明責任の観点からそもそも公にする必要がある情報であるところ、当該情報に含まれる公務員等の職及び職務遂行の内容は、当該情報と不可分一体の要素であることから、それが特定の公務員等を識別し得る情報に当たるとしても、他の非開示情報に該当しない限り、これを開示することとしたものである。

一方、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の「氏名」は、公務員等の地位を離れた一個人としての識別情報でもあることから、条例に基づく開示請求に対するその取扱いについては、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号。以下「施行通達」という。）7条2号関係（個人情報）において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）の規定により開示又は非開示の判断を行うこととされている。

以上のことから、本件対象公文書1から68は、都内の公立学校に勤務する教職員が教育指導の過程で起こした服務事故に関する報告書であり、当該文書に記載された情報は公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められるが、本件非開示情報1については、当該公務員等の氏名及びこれを識別することができる情報であることから、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ該当性により判断すべきものである。

(エ) 同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、非開示とする個人情報から除外することを定めている。ここにいう「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公にすることを定めている規定を意味し、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習があれば足りるとされている。また、「公にされ」とは、開示請求時点において現に何人も容易に入手することができる状態におかれていることを意味し、「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来的に公にすることが予定されている情報をいう。

公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、前記(ウ)のとおり、施行通達により、同号ただし書イ該当性により開示又は非開示の判断を行うものとされているところ、実施機関の説明によれば、職員名簿や学校要覧等に掲載され又は掲載することが予定されている教職員の氏名のほか、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」(平成12年12月26日付け。以下「処分公表基準」という。)に基づき公表した教職員の氏名については、その公表終了後相当の期間を経過した場合又は他の非開示情報に該当する場合を除き、同号ただし書イに該当するものとして開示する取扱いとしているとのことである。

この処分公表基準の内容等について、審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該基準においては、教職員に対する処分等のうち、懲戒処分とした案件のみが公表の対象とされており、具体的には、懲戒免職については、原則として氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分の程度及び理由を公表するが、その他の懲戒処分については、校種、職名、年齢、性別、処分の程度及び理由を公表することとされ、氏名及び学校名は公表すべき情報には含まれていない旨、また、懲戒

処分ではなく措置とした案件及び軽微な事故であるとして不問又は指導の対象とした案件については、そもそも当該基準の適用はなく、実施機関は現にそれらの情報を公表していない旨の説明があった。

そこで、本件非開示情報1に係る事故者に対する処分等の公表状況について、更に実施機関に説明を求めたところ、いずれも懲戒免職に至らない処分等であったことから、処分公表基準に基づく公表の対象となった者についても、その氏名は公表していないとのことであった。

これらを踏まえて検討するに、都内の公立学校に勤務する教職員の氏名は、職員名簿や各学校が作成する学校要覧に掲載され、学校要覧については都の図書館等において何人も容易に閲覧できる状態におかれているところ、本件非開示情報1に係る事故者の氏名には、その在職校の学校要覧に掲載されていることが確認されるものも存在する。しかしながら、実施機関によれば、本件非開示情報1に係る事故者は、その全てが懲戒免職以外の処分等を受けたとのことであり、そして、教育現場での体罰という職務遂行上の非違行為により処分等を受けたという情報は、職務の遂行に係る情報であると同時に、当該教職員の身分取扱いに係る情報でもあり、一個人としての私事に関わる側面をも有することから、当該教職員の氏名は、単に学校要覧に掲載されているとの一事をもって同号ただし書イに該当するということができない。一方、東京都では、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名の開示又は非開示の判断について、施行通達以外に一般的な条例運用基準を示した明文の定めは存在せず、また、実施機関においても、処分公表基準により氏名を原則として公表することとしているのは懲戒免職処分を受けた教職員のみであって、それ以外の処分等を受けた教職員の氏名については一切公表していないとのことであるから、本件非開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

以上のことから、本件非開示情報1は、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) なお、審査請求人による前記(イ)の主張のとおり、参考判決は、個別の条例に関する事例とはいえ、体罰を行った加害教員の氏名を非開示情報に当たらないと判断

しており、これを踏まえて、今日では体罰を行った教職員の氏名を開示する地方公共団体が増えている事実が確認される。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の運用においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付情報公開に関する連絡会議申合せ）により、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、個人の権利利益を害することとなるような場合等、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされていることが認められる。

審査会としては、こうした情報公開法制に係る近年の判例及び実務における解釈の変化を踏まえ、今後、東京都において、都民への説明責任を全うし、都民の理解と批判の下に一層公正かつ透明な行政を推進するため、情報公開制度における職務遂行に係る公務員等の氏名の取扱いについて、原則的開示に向けた明確な判断基準を定立するなどの取組がなされることを期待するものである。

#### ウ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、体罰事故の被害者及び関係者に関する情報であり、被害者又は目撃者である児童生徒については、氏名、性別、生年月日、年齢、学年・学級及び所属する委員会・部活動が、目撃者である教職員については、氏名、性別、生年月日、年齢、所属、職名、担任する学年・学級、担当教科、校務分掌及び教職年数が、被害者の保護者については、氏名、被害者との関係（続柄）及び住所が記載されている。

これらの情報は、それぞれ事故の被害者及び関係者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

#### エ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、学校経営支援センター又は区市町村教育委員会が発出した文書の文書番号、発信者名、公印及び添付文書に押印された收受印の一部である。

これらの情報は、学校経営支援センター又は区市町村教育委員会の名称が明らかに

なる情報であるが、事故者又は被害者を識別することができるものとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例7条2号本文に該当しない。さらに、発信者名には学校経営支援センター又は区市町村教育委員会の長の氏名が含まれ、これは特定の個人を識別することができる情報であるから、同号本文前段に該当するが、同号ただし書イに該当するものと認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

#### オ 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、学校が発出した文書の文書番号、発信者名及び公印、学校経営支援センター担当者の氏名、職名、電話番号及びファクシミリ番号、事故者が所属する学校名、監督者の氏名及び職名並びに体罰事故の発生に係る報告、連絡、相談等を行った学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び実施機関の職員（以下「担当職員」という。）の氏名及び職名である。

これらの情報は、事故者が所属する学校名が明らかになる情報であると認められるところ、実施機関は、学校名が明らかになると、他の情報と照合することにより、事故者又は被害者を識別することができることとなるため、当該情報を非開示としたと説明する。この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に更に説明を求めたところ、各学校が作成する学校要覧には教職員の氏名のほか、職名や着任時期等が記載されているが、前記のとおり、この学校要覧は一定期間を経過するまでの間は都の図書館等において一般人の閲覧に供されており、他方で、本件一部開示決定により事故者の職名、性別、年齢等が開示されていることから、教職員数や児童生徒数が少ない学校においては、学校名が明らかになると、当該学校の学校要覧に掲載されている情報と開示されている情報等を照合することにより、事故者又は被害者が識別されるリスクが高くなる旨、また、たとえ在籍者数が多い学校であっても、該当者が少ない職名である場合や異動があった場合には、学校名が明らかになることにより、当該事故者が識別され、ひいては被害者の特定につながるおそれがある旨の説明があった。

以上の実施機関の説明を踏まえて検討するに、学校名はそれ自体として特定個人の識別情報に該当するものではなく、本件非開示情報4のうち、学校が発出した文書の文書番号、発信者名及び公印並びに事故者が所属する学校名については、これを公にすることにより、特定の学校において体罰事故が発生したことが直ちに判明する性質

の情報ではあるが、事故者又は被害者を識別することができるものとは認められず、また、体罰事故の発生が明らかになったからといって、当該学校の関係者等の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例7条2号本文に該当しない。さらに、発信者名に含まれる校長の氏名、学校経営支援センター担当者の氏名、職名、電話番号及びファクシミリ番号、監督者の氏名及び職名並びに担当職員の氏名及び職名については、特定の個人を識別することができる情報であるから、同号本文前段に該当するが、同号ただし書イ又はハに該当するものと認められる。

しかしながら、本件対象公文書1から68のうち、1、6、24、27、32、41、46及び55については、実施機関が説明するとおり、学校名が明らかになると、本件一部開示決定において既に開示されている事故者の情報と一般人が容易に入手することができる学校要覧等の情報とを照合することにより、事故者又は被害者を識別することができるものと認められる。

したがって、本件非開示情報4は、本件対象公文書1、6、24、27、32、41、46及び55については、同号本文前段に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当であるが、その他の別表2に掲げる各文書については、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

#### カ 本件非開示情報5の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、体罰事故の発生日時に係る記載の一部、発生場所、発生の経緯及び事実（実施機関が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容である部分を除いた部分）並びに添付資料及びその件名の記載の一部又は全部である。

なお、体罰事故の内容に関しては、処分公表基準に基づき、当該事故者に係る処分理由として公表される部分があり、前記のとおり、その対象は本来であれば懲戒処分とした案件のみであるところ、実施機関は、措置とした案件についても、仮に懲戒処分とした場合には処分公表基準に基づき公表することが想定される部分を本件一部開示決定において開示していることが認められる。また、添付資料とは、体罰事故発生時の当事者及び関係者の位置関係図、発生場所の写真、時系列の記録、診断書、当事者に係る参考資料等であり、事故の具体的状況等を如実に示す視覚的記録や、当事者の私事に関わる情報が含まれていること、そして、その件名の記載のうち非開示とさ

れた部分には、当該添付資料の内容や当事者の私事に関わる情報を推測させる情報が含まれていることが確認された。

審査請求人は、体罰事故の被害者及び保護者にとって、体罰を受けたという情報は条例7条2号の保護するプライバシー情報に該当するものの、本件対象公文書に関しては、その全部又は大部分は同号本文前段の「特定の個人を識別することができる」場合に限られ、「個人の人格と密接に関連」するような記載は多くないと思われるとし、さらに、参考判決に照らして非開示が認められるのは、被害者、保護者及び関係者の氏名や住所等に限られる旨主張する。そして、同号本文後段が適用されるのは個人のカルテ、著作物等の高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない部分には適用されない旨、また、本件各対象公文書においては被害者や保護者の言動に関する記載の多くが非開示とされているが、これらはそれ自体として高度のセンシティブ情報に当たるものではなく、実際の記述内容に照らして判断し、例外的な事例がある場合に限り当該部分を非開示とすれば足りる旨主張する。

審査会が検討するに、本件非開示情報5には、事故の当事者及び関係者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが含まれており、これらの情報は条例7条2号本文前段に該当する。

また、本件非開示情報5のうち、個人識別情報を除くその他の部分には、体罰事故の発生の経緯及び事実に関する詳細な内容が記載されているなど、事故の被害者である児童生徒が受けた体罰の具体的な態様や怪我の状況等といった繊細な内容が多分に含まれていることから、これを公にすることにより、当該児童生徒にとって精神的に大きな負担となり、人格形成の途上にある児童生徒の健全な発育に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、事故の関係者の具体的な言動等が文書作成者の認識した事実として記載されている部分もあり、それらは当該関係者の名誉や社会的評価に関わる機微な情報であるといえることから、これらの情報はいずれも、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、同号本文後段に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件非開示情報5は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 5 は、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報 6 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 6 は、校長が体罰事故の発生の事実を把握し、実施機関へ報告するまでの間の学校及び区市町村教育委員会の対応措置に関する情報であり、事故者、被害者及び関係者からの事情聴取、保護者への説明及び対応、児童生徒への対応、事故者その他の教職員への指導、学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び実施機関への報告、連絡、相談等の内容が記載されていることが認められる。

審査会が検討するに、本件非開示情報 6 のうち、体罰事故の発生の経緯及び事実に関する具体的な内容並びに事故の関係者の具体的な言動等が記載された部分については、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

しかしながら、本件非開示情報 6 のうち、別表 2 に掲げる部分については、体罰事故の発生に係る学校、学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び実施機関の間の報告、連絡、相談等並びに事故者から事情聴取を実施した事実が記載された部分であって、事故発生時に執るべき措置を行ったことが記載されているにすぎないことから、これを公にしたとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例 7 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

ク 本件非開示情報 7 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 7 は、事故者及び監督者に対する処分等についての校長の所見又は区市町村教育委員会の見解が記載された部分である。

審査会が検討するに、本件非開示情報 7 のうち、体罰事故の発生の経緯及び事実に関する具体的な内容並びに文書作成者の主観的評価が記載された部分については、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、

その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

しかしながら、本件非開示情報7のうち、別表2に掲げる部分については、校長又は区市町村教育委員会による体罰一般に対する見解や、服務規律確保に関する指導等の取組内容、報告対象となった事故に関する指導内容等に係る一般的な記述であるにとどまり、又は事故者及び監督者に対する処分等に関する一般的な見解等が記載されているにすぎないことから、これを公にしたとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないので、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

#### ケ 本件非開示情報8の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8は、事故者、被害者及び関係者から事情聴取した内容が記録された部分であり、体罰事故の発生の経緯、事故の具体的状況等について、事情聴取を受けた者がそれぞれの認識に基づいて述べた内容であるものと認められる。

審査会が検討するに、個々人の認識には少なからぬ差異が生ずる場合があることから、本件非開示情報8を公にすることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、事故者等が有りのままの認識に基づいて率直かつ詳細に説明することを躊躇するようになるなど、事故者等からの事情聴取による適正な情報収集が困難となるおそれがあるものと認められる。校長は、事故者等からの事情聴取内容を踏まえて状況報告書を作成し、実施機関は、その状況報告書を基に、任命権者として事故事実の確認を行う必要があることから、本件非開示情報8は、これを公にすることにより、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報8は、条例7条6号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子